

事務連絡
令和8年9月17日

各 $\left(\begin{array}{c} \text{都 道 府 県} \\ \text{保健所設置市} \\ \text{特 別 区} \end{array} \right)$ 医務主管部（局） 御中

厚生労働省医政局歯科保健課

歯科技工所番号の適切な運用に向けて（依頼）

平素より厚生労働行政の推進に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

歯科技工士法施行規則の一部を改正する省令（令和8年厚生労働省令第63号。以下「改正省令」という。）の公布については、「「歯科技工士法施行規則の一部を改正する省令」の公布について（通知）」（令和8年5月20日付け医政発0520第15号厚生労働省医政局長通知。以下「公布通知」という。）をお示しし、改正省令に基づく歯科技工所番号の付与の方針については、「新規に開設する歯科技工所及び既存の歯科技工所への歯科技工所番号の付与の方針について」（令和8年9月4日医政歯発0904第1号）を都道府県等に通知したところです。

改正省令の施行日である令和8年10月1日以降は、歯科技工士法（昭和30年法律第168号）第18条に規定する歯科医師の指示書に歯科技工所番号を記載いただくことになります。

各都道府県等におかれましては、可及的速やかに歯科技工所へ歯科技工所番号を通知いただくとともに、各都道府県等のウェブサイトに掲載するなど、歯科医師や歯科技工所が歯科技工所番号を確認できるよう、ご協力をお願いいたします。